

施 工 条 件 の 明 示

成田市土木部下水道課

件 名 江川幹線 6 号マンホールポンプ場機器修繕

場 所 成田市並木町地先

明 示 項 目	明 示 事 項
(1) 工 程 関 係	施工にあたり、事前に監督員と協議の上、実施工程表に基づき実施すること。また、機器の製作、現場作業を含め工期短縮を図るように努力すること。
(2) 用 地 関 係	マンホールポンプ場は配水場に所在するため、施設管理者と協議すること。
(3) 公 害 対 策 関 係	工事中は、臭気並びに音等の影響があると判断される場合は、事前に監督員と協議すること。
(4) 安 全 対 策 関 係	工事中は一般通行者の安全を確保すること。 大雨に関する注意報発令後、流域内で降雨が確認された場合は、作業を中止することがある。また、大雨に関する警報が発令された場合は、作業を中止すること。
(5) 工事用道路 関 係	道路使用許可に係る手続きは、請負者が行うものとする。
(6) 仮設備関係	請負者において必要な設備について適時設置する。
(7) 残土・産業 廃棄物関係	建設副産物の処理基準及び再生資材の利用基準（千葉県設計要領）に基づき処理する。
(8) 工事支障物 件 等	本施設は稼働中の施設であるため、施設管理者と綿密な打ち合わせを行い、既設施設の運転に支障のないように十分留意すること。
(9) 排水工関係	特になし。
(10) 薬液注入 関 係	特になし。
(11) そ の 他	本工事施工にあたっては、千葉県土木工事共通仕様書に準拠する。 また、その他に適用すべき諸基準は下記の通りである。 ・日本下水道協会 下水道施設計画・設計指針と解説 （2019 年版） ・日本下水道協会 下水道工事施工管理指針と解説 （1989 年版）